

小矢部市通話録音装置貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一人暮らしの高齢者世帯のほか、日中又は夜間において、住居に高齢者のみとなる世帯等に対し、通話録音装置を貸与することにより、消費者被害を未然に防止するとともに、被害防止の普及啓発を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 通話録音装置の貸与を受けることができる者は、次に掲げる者（以下「高齢者等」という。）のうち次項各号に掲げる世帯のものとする。

- (1) おおむね65歳以上の者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 本事業の対象となる世帯は、市内に住所を有する次に掲げる世帯とする。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯
- (2) 日中又は夜間において、住居に高齢者のみとなることが常態である世帯（前号に掲げる世帯を除く。）

(利用の申請及び決定)

第3条 通話録音装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通話録音装置利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請書の内容を確認の上、利用の可否を決定し、通話録音装置利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、利用を承認した者（以下「利用者」という。）について通話録音装置利用者台帳を作成し、保管するものとする。

(装置の貸与)

第4条 貸与する通話録音装置は、次に掲げるものとし、1世帯につき1台とする。

- (1) 通話録音装置本体
- (2) ACアダプタ
- (3) 電話機接続用モジュラーケーブル

2 通話録音装置の貸与は、無償とする。

3 貸与の期間は、1年間とする。

4 貸与の期間の更新を希望する利用者は、貸与の期間の終了1月前までに、通話録音装置利用更新申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(装置の管理)

第5条 利用者は、貸与された通話録音装置について、善良な管理者としての注意をもって使用しなければならない。

2 利用者は、貸与された通話録音装置を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

3 利用者は、貸与された通話録音装置を損傷し、又は紛失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(装置に係る経費)

第6条 利用者は、通話録音装置の利用に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 電気料
- (2) 通信料

2 利用者は、故意又は重大な過失により通話録音装置を損傷し、又は紛失した場合は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(録音データの取扱い)

第7条 利用者が貸与された通話録音装置を利用したことにより当該通話録音装置に保存された録音データ（以下「録音データ」という。）の所有権は、当該利用者に帰属する。

2 市長は、第1条の目的のために必要があると認めるときは、利用者の同意を得て、録音データの提供を求めることができる。

(変更等の届出)

第8条 利用者は、第3条第2項の規定により利用の承認を受けた後において、申請書の内容に変更があったときは、速やかに通話録音装置利用変更届出書（様式第4号）により市長に提出しなければならない。

2 利用者は、通話録音装置を利用する必要がなくなった場合は、第4条第3項に規定する貸与の期間にかかわらず、通話録音装置貸与中止届出書（様式第5号）により市長に提出しなければならない。

(利用の取り消し及び装置の返還)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、通話録音装置の貸与を終了し、通話録音装置貸与終了通知書（様式第6号）により当該利用者（第1号に該当する利用者にあつては、利用者の相続人等。次項において同じ。）に通知するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が第2条に規定する対象要件に該当しないと認められるとき。
- (3) 前条第2項に規定する届出があったとき。
- (4) 利用者がこの要綱に違反したとき。

2 利用者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに貸与された通話録音装置を市長に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。